平成20年度福生市の国民健康保険特別会計決算状況をお知らせします

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

【加入世帯・被保険者数の状況】

平成21年3月末現在、加入世帯数は11,923世帯、被保険者数は20,080人で、市全体に占める割合は世帯数が約41%、被保険者数が約33%となっています。

【歳入・歳出及び財源状況】

歳入（図1）被保険者の皆さんに納めていただいた国民健康保険税は、歳入全体の約22%です。また、国民健康保険税のうち納められていない額（収入未済額）や医療機関への支払の不足額を補うなどのため、本来、独立採算方式の特別会計である国保会計へ一般会計から入れられた金額（一般会計繰入金）は、全体の約12%にもなります。

国民健康保険税は、国保の歳入を支える貴重な財源です。納期までには必ず納めるようにしましょう！

歳出（図2）被保険者の皆さんへの現物給付及び高額療養費などの現金給付を行なう『保険給付費』は、支出全体の63. 7%を占めます。また、後期高齢者支援金等（長寿医療保険制度に使われる財源）は13. 1%、介護給付費納付金（介護保険制度に使われる財源）は5. 5%です。

現物給付とは…医療機関で「診察」「処置」「投薬」などを受診することで、被保険者が医療機関へ支払う医療費の一部（1割・2割・3割分）を除いた残りの医療費（9割・8割・7割）は、国保会計から医療機関へ支払うものです。

現金給付とは…被保険者へ現金で支給されることで、高額療養費のように医療費が一定額を超えた場合や、療養費の一例で補装具を作った際にかかった費用の7割分を支給するなど、国保会計から被保険者に支払うものです。

医療費一人当たり財源内訳（図3）円グラフ中央の数字は、20年度中に国保会計から支払った被保険者一人あたりの平均的な給付額です。給付額は、一般被保険者が176, 000円、退職被保険者が451, 000円です。

昨年度と比べ、一般被保険者等で28, 000円、退職被保険者で133, 000円の増加です。

円グラフでは、その費用に対してどのような財源がどれだけ充てられているかを表しています。

【平成20年度決算の傾向】

75歳以上の方が、医療制度改革により新設された後期高齢者（長寿）医療保険制度に移行されました。これに伴い、国民健康保険税では医療分から後期高齢者支援金分を分けて課税することとなり、歳入では前期高齢者交付金、歳出では老人保健拠出金に代わって後期高齢者支援金等が新設されました。また、退職者医療制度の対象年齢の縮小など大幅な制度改正がありましたが、平成20年度も大変厳しい状況でした。平成16年度から4年間続いた赤字決算は免れたものの、依然として一般会計からの繰入金に頼っているのが現状です。

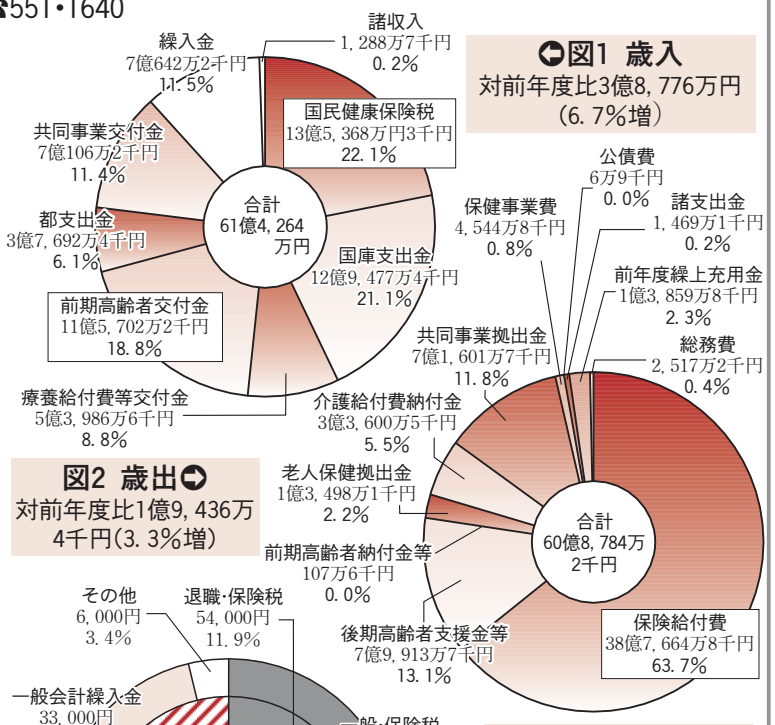

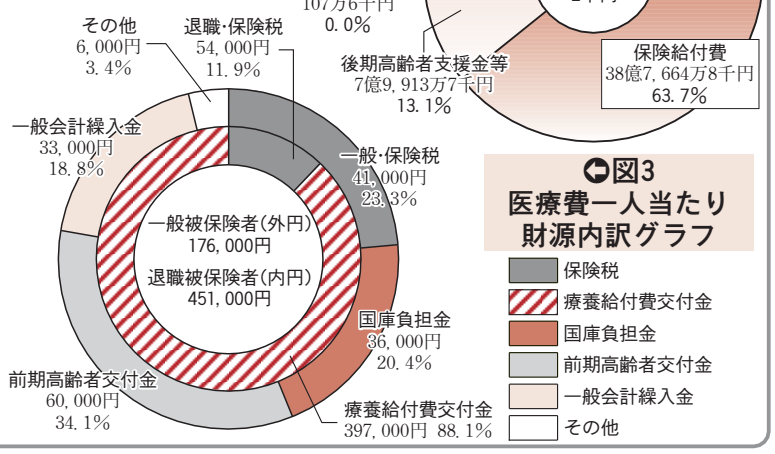

国民健康保険被保険者の皆さんへ

●この制度は皆さんに支えられています

国民健康保険制度の根底となるのは、困っているときにはお互いに助け合う【互助の精神】です。被保険者の皆さんでこの制度を支えていただくことで、国民健康保険の運営は維持されています。

平成20年度の歳入部分の国民健康保険税は13億5，368万3千円となっていますが、そのうち前年度以前に収入未済となっていた保険税で納めていただいた分を除いた平成20年度現年度保険税のみでは12億1，606万3千円になります。本来見込まれていた収入予定額（調定額）は20年度現年分のみで14億3，967万2千円で、収入予定額から実収入額を引くと2億2，360万9千円という金額が出てきます。この金額が20年度末で未収となりました。

一般会計からの純粋な赤字補てん額は4億3，000万円ですので、もし2億2，360万9千円が納付されていれば20年度の一般会計からの赤字補てん額は半額で済んでいたことになります。

●納付にご協力を

被保険者の方が相互に手を取り合って支えあう【互助の精神】の実践が国民健康保険の赤字決算を乗り切る力になります。もう一度この精神を再確認されたうえで、国民健康保険税の納期内納付へのご協力をお願いします。

また、納付が困難なときはできる限り納付相談にも応じています。未払いのままにせず、市にご一報いただくことでも【互助の精神】の実践になりますので、併せてお願いします。

「医療費のお知らせ」を通知します

国民健康保険制度に対する理解と健康維持の大切さを認識していただくため、「医療費のお知らせ」を年2回お送りしています。

今回は9月診療分の医療費と、10月請求分の療養費（接骨院の施術など）の額を、世帯主あてに12月中に送付します。

▼通知の「医療費の額」は、保険診療分の総額（10割）であり、皆さんが支払った一部負担金の額（1～3割）とは異なります。また、食事代、差額ベッド代等保険適用されないものは含まれません。

▼医療費の総額が1件3，000円未満のものや、医療機関からの請求が遅れているものは、お知らせしません。

※通知を受け取ったことにより、特に手続きを行なう必要はありません。

問合せ保険年金課保険年金係☎551・1640

年金だより

■平成22年1月より「日本年金機構」がスタートします

国民の皆さんの信頼に応え、一層のサービス向上の実現を目指し、社会保険庁は組織・人員を一新し、「日本年金機構」として生まれ変わります。

日本年金機構は、社会保険庁から公的年金の運営業務を引き継いで行なうこととなりますが、公的年金制度は国の制度として、その財政や運営に国が引き続き責任を持つことについては、これまでと変わりません。また、従来、社会保険庁や社会保険事務所の名義でご案内していた各種の関係書類は、内容により、今後は厚生労働省または日本年金機構の名義でご案内させていただくことになりますが、国民の皆さんに何らかの手続をしていただくことは一切ありませんので、ご安心ください。

現在の青梅社会保険事務所は、新たに「青梅年金事務所」と名称が変わりますが、年金相談などの窓口として引き続きご利用いただけます。また、「青梅年金事務所」の所在地に変更はありません。

皆さんのご理解とご協力の程、よろしくお願いします。

問合せ青梅社会保険事務所☎0428・30・3410

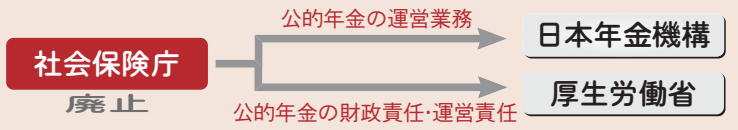

「お買い物ありがとうキャンペーン」～市内でのお買い物がよりお得に！～

商工会では、景気対策及び消費者支援のため、市内事業所でのお買い物、理美容店やクリーニング店、飲食店などでのご利用金額1万円につき千円の「お買い物券」を発行します。

12月以降ご利用いただいたレシート、領収書（市内の事業者であることを確認します。）を集めていただき、所定のお買い物券引換申込書に添えてご提出いただきます。お買い物券との交換は、1日1回とし、5千円分（ご利用金額5万円）を限度とします。

なお、子育て支援カードをお持ちの方（子育て支援カードを確認します。）、75歳以上の方（保険証等で生年月日の確認をします。）は、1万円につき5百円を上乗せします。

発行総額1，800万円（なくなり次第終了）

引換開始日平成22年1月23日(土)から

※お買い物券の取扱事業所については、今後、募集を行ないます。詳細については、12月中旬にチラシを戸別配布しますので、そちらをご覧ください。

問合せ商工会☎551・2927